平成２８年（フ）第４３６号
愛知県あま市甚目寺山王20番地　ロフティ甚目寺Ⅲ802号
債務者　広瀬美智代（旧姓柳川）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
山形県鶴岡市山王町13番２号バナナハウス201号室
債務者　海藤　美紀
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３３号
群馬県太田市南矢島町671番地３
債務者　町田　啓一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第８７号
愛知県稲沢市平和町法立山起15番地
債務者　杉村　美祐
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２８８号
京都府宇治市五ケ庄二番割44番地の63
債務者　岡野　留夫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
京都市伏見区御駕籠町130番地　プチセルニヨン203、前住所京都市伏見区西柳町537番地１　ルミエール中書島204号室
債務者　田中　克周
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
鳥取県東伯郡北栄町六尾261番地１　町住37号、旧住所鳥取県倉吉市八幡町3301番地１市営219号・鳥取県倉吉市生田86番地２フォーブルＪＵＮ202・鳥取県倉吉市米田町２丁目55番地１　ヴィラフリーデンＡ102・鳥取県倉吉市米田町724番地２　県住１－202・大阪府守口市東郷通２丁目９番20号・鳥取県東伯郡北栄町由良宿1820番地５
債務者　立川小百合（旧姓鳥野）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２３号
山口県周南市平原町９番26号　レオパレス山本104号
債務者　西田　孝行
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３７号
香川県高松市寺井町247番地　市住Ｂ－402
債務者　中北　　敦
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５５２号
東京都江東区千石１丁目９－11－202
債務者　野口　雅史
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５３号
東京都江東区千石１丁目９－11－202
債務者　野口　織江
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９０号
東京都墨田区立花２丁目20－７－201
債務者　門脇久美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９７号
東京都狛江市和泉本町４丁目７－７－402
債務者　小俣都季子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９９号
東京都八王子市上柚木３丁目５－６－206
債務者　小緑　勇三
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６０３号
東京都杉並区松ノ木１丁目13－８　カネギ渡辺商店
債務者　木村日出夫
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６０４号
東京都港区芝浦１丁目９－４－510
債務者　杉村　保美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部